

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 3 日現在

機関番号：32636

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2009～2013

課題番号：21330032

研究課題名(和文) 日米における政教分離の起源と展開

研究課題名(英文) The Historical Origin and Development of Church-and-State Relations in the United States and Japan

研究代表者

和田 守 (WADA, Mamoru)

大東文化大学・法学部・名誉教授

研究者番号：80007236

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 11,800,000円、(間接経費) 3,540,000円

研究成果の概要(和文)：5年間にわたる共同研究の取りまとめとして『日米における政教分離と「良心の自由」』を公刊した(ミネルヴァ書房、全328頁、2014年3月)。第1部「宗教と政治のあいだ」、第2部「政教分離の展開」、第3部「宗教と政治の現在」の三部構成で、10本の論考を収録している。

同書では、政教分離と信教の自由という観点から、日本とアメリカにおける宗教と政治をめぐる諸問題の錯綜した広がりや深みについて、多面的かつ歴史的・構造的に論究しており、現代民主主義の活性化に関する提言としての意義を有している。個々人の尊厳と人格および多様な価値の共生を目指す市民的公共性と国際連帯の方向性を示しえたと思われる。

研究成果の概要(英文)：We are happy to announce that our final report, based on our five years of collaborative work from 2009 to 2014, was published by Minerva Press: Separation of Church and States in Japan and the USA- Freedom of Conscience, 328 pages, March 2014. In our book, there are ten chapters, consisting of three divisions: Theoretical Analysis of Separation of Church and States, Historical Developments, and Contemporary Situation of Church and States.

In our book, we were able to identify following points: various political issues of separation of church and states in two countries (Japan and the USA), by considering theoretical examinations, historical case-studies, and comparative studies. As a result, we think our work may stimulate discussions on democratic theory: we need to pay more attention to civic common sense and international friendship by appreciating pluralistic and multicultural value systems.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・政治学

キーワード：アメリカ憲法 カナダ憲法 大日本帝国憲法 日本国憲法 信教の自由 良心の自由 公共宗教 靖国問題

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究は二つの科学研究費プロジェクトを背景としている。2001年度に完成した基盤研究(B)「アメリカ独立革命にいたる英米の政教分離に関する研究」と2008年度に完成した基盤研究(B)「アメリカ合衆国憲法と政教分離に関する研究」であり、その研究実績をもとに出版された大西直樹・千葉眞編『歴史のなかの政教分離 英米におけるその起源と展開』(彩流社、2006年)を継承するものである。

(2) これら二つの基盤研究の成果を踏まえ、たうえで研究代表者和田守の専門分野である近代日本における政教分離を加え、日米間の比較研究を行う。西洋キリスト教文化圏とは歴史的伝統や政治風土が異なる日本においては、近代的国家体制の構築に当たって神社神道を宗教とは異なる国家祭祀として別格扱いとし(神道国家主義)、神道以外の宗教の自由を容認した。「日本型政教分離」であるが、信教の自由は大幅な制限を受けるとともに、国民には無制限な内面的同質化を強制する役割を演じた。このような近代日本における政教分離の起源とその特質を探り、靖国問題はじめ現代政治と宗教に関わる問題性を浮き彫りにする。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究は政治と宗教ないし国家と教会(宗教団体)をめぐる問題を知識人や宗教家に限定することなく、広く国民の精神構造や政治的争点との関係において探求するものであり、アメリカの政教分離の長い歴史を基軸としつつ、それに加えて西洋キリスト文化圏とは異なる近代日本における政教分離の実相を解明し、日米間の比較研究を行うことを目的とする。

(2) 研究代表者の和田守は日本政治思想史を専門分野とし、研究分担者の千葉眞は政治理論および日米双方の政治思想史、五味俊樹は日米関係史、大西直樹アメリカ植民地時代の宗教、小倉いずみは宗教を中心とするアメリカ文化史、加藤普章はカナダの政治文化研究、佐々木弘通は日米の憲法から見た政教分離を研究している。このように政治と宗教に深く関わる各研究分野を基盤とした共同研究を実施することによって、現代民主主義の活性化をめぐる現代的課題を多面的かつ構造的に解明する、また、現代世界において、同盟関係にある日米の政治文化の基層を歴史的に検証し、新たな友好・提携関係を定立するための指針を提示する。

## 3. 研究の方法

(1) 共同研究を進めるにあたって研究代表者和田守は近代日本における政教分離問題と市民的自由について、研究分担者の

小倉いずみと大西直樹は初期アメリカにおける政教分離の起源、佐々木弘通は合衆国憲法の宗教条項に関する判例と学説、五味俊樹はアメリカの移民政策と宗教をめぐる問題、加藤普章はカナダを中心に多文化主義と政教分離の関係、千葉眞は現代政治理論における政教分離問題と靖国問題についての検討を役割分担とする。

アメリカ教会史・文化史研究の第一人者であるハーバード大学教授D・ホールを海外共同研究者に依頼して、学術研究交流を図るとともに、アメリカにおける資料収集においても便宜を得る。

(2) 共同研究会を開催して役割分担の調整と共通認識を深めるとともに、公開講演会や論文・学会発表等をとおして社会的発信に務める。

5年間にわたる共同研究の成果を取りまとめた図書を出版し、本研究の意義を明示する。

## 4. 研究成果

(1) 本共同研究の成果は『日米における政教分離と「良心の自由」』として取りまとめ、2014年3月にミネルヴァ書房より出版している(304+頁)。同書において、政教分離と信教の自由という観点から、日本とアメリカにおける宗教と政治をめぐる諸問題の錯綜した広がりや深みについて、多面的かつ歴史的・構造的に論究している。すなわち、アメリカ合衆国憲法修正第1条(1791年成立)において、国教の樹立を禁止し自由な宗教活動を保障することによって、政教分離ならびに信教の自由を規定した。日本国憲法(1946年制定)でも第20条と第89条において同様の規定を設けている。政教分離の原則は国家と教会(宗教団体)の制度的結びつきや財政上の癒着を禁止し、両者の領域および権限における分離独立を求める「規制原理」であるとともに、そのことによって信教の自由を、思想・良心の自由や集会・結社・表現の自由と並んで人間の尊厳と人権を保障する「実質原理」ないし「構成原理」として位置づけているのである。日本国憲法では第20条と並ぶ第19条と21条の規定である。

このように政教分離原則は、政治権力と宗教権力の一体化がもたらした自由や人権抑圧の歴史を清算し、個々人の人格的自立と価値を根源とする民主的社会的発達に寄与したのであるが、このことは宗教の世界と政治の世界を截然と分断し、その関係性を否定するものではない。むしろ両者の関係は錯綜しており、宗教の側について見てもその公共的役割は多大で、このことへの照射なくして現実政治の姿を描くことはできないであろう。宗教の社会的・政治的影響力の大きさを示しているのである。

政教分離の原則の形成にあたってア

アメリカと日本において民主的傾向と国権的傾向とでもいうべき形態を取ったのであり、それぞれの国における歴史的伝統と政治文化の違いによって様々な特性をともなっている。そのなかで戦後の日本国憲法に見られるように、政教分離は人権としての信教の自由と結びつくことによって、価値多元的社会構成を容認する民主主義を発展させ、同時に国際協調と世界平和実現に向けた人類の歩みのなかで成長発展してきた。現代の私たちにはその様相を多面的・構造的に解明することが求められているのであり、現代社会に顕著な宗教の世俗化・内面化の進行により政治的影響力は減退しているとみなされる反面、政治の世界におけるイスラム原理主義やキリスト教原理主義が影響力を増しているの、このような観点からの分析は喫緊の課題であり、その研究の意義は大きい。

(2) 政教分離と信教自由の原則を基軸に据えながら、宗教と政治の関係性について多様な角度から論究した成果が提示されている。第一に、アメリカにおける政教分離の形態を中心としつつも、イギリス系プロテスタントとフランス系カトリックが共生する多文化社会に対応する独自の「カナダ型」政教分離の特色を抽出している。また、キリスト教文化圏である北アメリカにおける宗教の歴史的展開と現状の分析と並んで、他方では異質な歴史的伝統のもとでの日本における政教関係の構造的性質を解明している。現在でも靖国問題に繋がる問題点でもあり、日本とアメリカの比較研究的視点の有意性である。

第二に、ニューイングランドにおける教会組織と公民権、宗教的不寛容と寛容、「WASP」を中核とする価値観、そしてアメリカの主流をなした人々と異質な「新移民」との確執など、複雑な社会の構造を視野に入れており、日本においては帝王神権国体と立憲政治の宗教的表現形態についての分析を行っている。

第三に、現代社会における宗教の世俗化・私事化と宗教的原理主義の台頭など宗教の復興に関する理論的・思想史的視点からのアプローチを行っている。広くは「世俗化」と「宗教性」が織りなす公共的領域のあり方をめぐって、たとえば具体的にクリスマスが国民的行事となっていく歴史的経緯のなかでも見てとれる問題でもあり、政教分離に関する憲法判断においても分岐する争点である。本研究成果では、このような比較研究、構造分析、理論的アプローチなどを組み合わせながら、宗教と政治をめぐる様々な問題につき論究しているのである。

(3) 本研究成果を公刊した『日米における政教分離と「良心の自由」』は10本の論

文からなり、言及する時代や内容を勘案して三部構成とした。第一部は「宗教と政治のあいだ」、第二部は「政教分離の展開」、第三部は「宗教と政治の現在」である。

第一部第1章の小倉いづみ論文「アメリカ植民地時代の宗教と政治 マサチューセッツとコネチカット」は、コネチカット植民地を建設したトーマス・フッカーに焦点を合わせ、会衆派ピューリタンの宗教的使命感と政治上の関わりについて考察している。バイブル・コモンウェルスを創建していったピューリタニズムの「強靱な思想の力」の検証であり、教会契約と政治契約の関係に注目しながらアメリカ民主主義の起動力となり、人民主権思想の原型をなした歴史的意義を高く評価している。

第2章の大西直樹論文「初期アメリカにおける政教分離 マサチューセッツを中心に」は、マサチューセッツ湾植民地における宗教的非寛容から寛容政策への推移を中心に初期アメリカの政教分離について論究している。会衆派教会公定性のもとで、他宗派弾圧と公民権排除の政教一致体制に抗議して信教の自由と公民権の制限撤廃を要求したロバート・チャイルドはじめ英国の長老派によるマサチューセッツ植民地にたいする批判に光をあてている。市民革命期の本国イギリスと植民地の間における政治支配と自立の問題が信教の自由と宗教的寛容の問題が絡み合った複雑な様相を斬新な視点から解明しているのである。

第3章のD・ホール論文「神話と現実 合衆国における政教分離 (大西訳)」は、アメリカ政教分離における制度的分離(非公定性)の問題性を抽出している。宗教が公共道徳や愛国心の育成に果たす役割を重視する連邦政府が宗教に対して行う支援を「神話」と「現実」の関係性と解釈し、政治と宗教を紡ぎ合わせる「調停」作用の歴史的・政治的枠組みに言及しながらアメリカ民主主義の入り組んだ様相を切開している。

第4章の和田守論文「近代日本における政教分離 国家神道体制と信教の自由」は、近代日本における政教分離の構造的性質について「祭政一致」による神道国教化政策から国家神道体制成立への歴史過程を通して考察している。国家神道体制のもとで神社を国家「祭祀」機関と位置づけ、仏教、キリスト教、教派神道などの「宗教」団体と区別され(祭教分離)、そのうえで宗教団体の布教活動と国民の信教自由が大日本帝国憲法(1889年公布)において公認された(日本型政教分離)。他方、宗教界とくに「異教」「邪教」視されたキリスト教徒や明六社知識人ならびに自由民権論者にも注目し、宗教政策史と政治思想史を交錯させつつ考察を進めている点に特色がある。

(4) 第一部第5章の大西論文「アメリカ

のクリスマスー政教分離の問題」は、クリスマスの祝祭をめぐる社会現象の起源と歴史の変遷を辿り、近年問題になっている政教分離との関係に注目している。学校や役場などでのクリスマス装飾や聖歌隊などへの公費支給は合衆国憲法修正第1条の政教分離規定に違反するのではないかと訴えられている。そこではどこまでが「世俗的」であり、何が政教分離に違反する「宗教性」をもっているのが争点になり、最高裁の憲法判断も分裂している現状を整理している。

第6章の五味俊樹論文「アメリカ移民政策と“WASP”見えざる「国体」をめぐる一」は、移民国家であるアメリカの独立宣言や合衆国憲法修正第1条で掲げた建国の理念と現実にアメリカ社会の価値観を形成した見えざる国体としての“WASP”の相剋の歴史に関して、移民問題の推移に光を当てて検証している。とくに19世紀中葉以降のアイランド、南欧、中欧そして中国、日本などからの「新移民」に対する法的フェンスとしての移民規制政策をめぐる宗教界、政界、知識人たちの動向を検討し、1924年のいわゆる「排日移民法」に対する親米キリスト者内村鑑三や新渡戸稲造らの憤りについて言及している。

第7章の和田論文「天皇制国家と信教の自由 立憲政治の展開を通して一」は、天皇制国家のもとでの国家神道体制と信教自由の関係が立憲政治の展開のなかでどのような形態をとったのかという問題について考察している。国家神道と一体の教育勅語発布による天皇の神格化が学校教育や国民道徳を規制した実態を指摘したうえで、これに対し信仰上の良心に基づく市民的自由の立場からのキリスト者の反撃や、日清・日露戦争を通して国家統治に協賛する傾向を強めた宗教界のなかでの国家主義批判の様相について論究している。そして大正デモクラシー期の立憲政治の展開に言及しつつ、とくに植村正久、木下尚江、吉野作造らキリスト者における宗教と政治の関係性の分析を行っている。

(5) 第8章の千葉眞論文「宗教と政治」の現在（政治理論の視点から一）では、宗教と公共領域との関係について考察している。強固な世俗主義を唱えて宗教的言説の公共領域からの排除を主張したりチャード・ローティ、リベラルな世俗主義のたちばから公共的理性との関わりにおいて宗教的言説の公共領域への寄与を承認するジョン・ロールズ、公共宗教を擁護し世俗化論の見直しを迫ったホセ・カサノヴァ、近代社会における文化的諸領域の自立と価値並行論を採りつつ、それぞれの生命としての愛と正義と平和のエートスを注入する宗教固有の社会的役割を重視した南原繁を取り上げ、これら四人が提起した「宗教と政治」

理論の問題性と現代的意義について論究している。

第9章の加藤普章論文「カナダに独自の政教分離の試みー憲法と教育制度」では、フランス系カトリックが多数を占めるケベック（東カナダ）とイギリス系プロテスタント中心のオンタリオ（西カナダ）という宗教・言語・文化が異なる二つの州を対比しながら、多元的社会を構成してきたカナダ独自の国家と宗教の関係性について論究している。多文化主義に基づくカナダの試みは、民族紛争の原因となる宗教対立や宗教的原理主義による価値観の押し付けを排除し、また寛容精神による信教自由と政教分離の現実的形態を検討するうえでの興味深い実践事例を提供しているのである。

第10章の千葉論文「戦後日本の政教分離と靖国問題」は、戦後一貫して日本の政教関係の争点になってきた問題であり、今日でも国政および東アジア諸国との関係において焦眉の課題であり続けている靖国問題について論究している。憲法上の政教分離規定に照らして、靖国神社がとくに天皇制の精神構造を規律してきた役割、首相や閣僚らの参拝問題が抱える問題について言及し、基本的には戦後の象徴天皇制下で一方において制度的には一宗教法人として存続し、他方では戦没者を祀る国家宗教の公的神社であり続けようとする二重性について、そのアポリアを解消していく現実的方途として「永遠平和の森 新しい追悼・慰霊・世界平和祈念館」の創建を提唱していることは注目される。

(6) 本書出版のほか、民友社グループとピューリタン革命（和田）、ハートフォード植民地創建とトマス・フッカー（小倉）、アメリカ合衆国の成立とベンジャミン・フランクリンの役割（大西）、「国際主義者」に戸部稲造の実相（五味）、カナダの国籍概念と選挙権（加藤）、E・ラクラウとC・ムフの「民主主義の革命」論（千葉）など数々の研究成果を発信してきており、本書の分担執筆が叶わなかった佐々木弘通も「憲法学説は政教分離判例とどう対話するか」（『法律時報』82巻8号、2010年）や「思想良心の自由、信教の自由」（辻村みよ子編『ニューアングル憲法』法律文化社、2012年）などの論考を発表している。

(7) 本共同研究成果の取りまとめに当たって、今回は扱いきれなかった大きな問題が残されていることは承知している。たとえば、フランスはじめ南ヨーロッパや南米におけるカトリック圏での政教分離の様相、イスラム原理主義と世俗化の問題、歴史的には日本と同様に儒教文化圏にあった中国や韓国はじめ東アジアにおける宗教と政治をめぐる問題、また市民社会における自発的自立的結社としての性格を持った教会や

宗教団体内部における組織と個人の関係性に関する分析も民主主義の内実を検討するうえで重要なテーマであろう。これらの問題群へのアプローチにあたっては、政教分離に関する歴史比較的かつ多様な視角設定による構造的・理論的な本共同研究の成果が寄与しうること大であると確信している。また、本研究課題を継承発展させるべく新たなプロジェクトの組織化を期している。

## 5. 主な発表論文等

### 〔雑誌論文〕(計37件)

- 和田守、民友社グループとピューリタン革命、ピューリタニズム研究、査読無、8号、2014、60-67  
加藤普章、カナダにおける信仰の自由のあり方 宗教的独自性・平等・統合、法学研究(慶應義塾大学法学研究会)、査読無、86巻4号、2013、37-66  
千葉眞、Uchimura Kanzou and Mukyoukai (Non-Church Movement) on Pacifism and Non-violence, The Commons: A Visionary for the 21<sup>st</sup> Century, 査読有、Vol.15, No.2, 2012, pp.42-47  
佐々木弘通、憲法学説は政教分離判例とどう対話するか、法律時報、査読無、82巻8号、2010、78-85  
加藤普章、カナダの国籍概念と選挙権 英国臣民からカナダ人へ、大東法学、査読無、19巻1号、2009、1-34

### 〔学会発表〕(計37件)

- 千葉眞、Toyohiko Kagawa as an Apostle Reform: Reclamptive Love, Cooperative, World Peace, Toyohiko Kagawa Memorial Lecture, 2014.03.18, Princeton Theological Seminary  
大西直樹、ディキンソンと彼女を取り巻く宗教文化、エミリー・ディキンソン学会第28回年次大会、2013.06.22、駒澤大学  
五味俊樹、新渡戸稲造と矢内原忠雄における国際関係観 植民政策論を手掛かりにしてー、国際比較政治研究所研究会、2012.02.11、大阪商業大学  
小倉いずみ、トマス・フッカーの生涯とコネチカット植民地、日本アメリカ文学会東京支部例会、2011.09.24、慶應義塾大学  
和田守、日中両国における公共性 近代史のなかでー、中国・北京外国語大学日語系学術講演会、2010.11.19、北京外国語大学

### 〔図書〕(計42件)

- 和田守(編著)、ミネルヴァ書房、日米における政教分離と「良心の自由」、2014、304+  
分担執筆：和田守、序章(1-9)、第4

章(88-109)、第7章(167-207)、あとがき(301-304)、小倉いずみ、第2章(13-53)、大西直樹、第2章(54-75)、(翻訳)第3章(76-87)(D・ホール著)、第5章(113-130)、五味俊樹、第6章(131-166)、千葉眞、第8章(211-235)、第10章(267-299)、加藤普章、第9章(236-266)

五味俊樹、思文閣出版、大正・昭和期の日本政治と国際秩序(武田知己・萩原稔編)分担執筆：第2章「国際主義者」という名の新渡戸稲造の実相、2014、54-81

佐々木弘通、法律文化社、ニューアングル憲法(辻村みよ子編)分担執筆：思想良心の自由、信教の自由、2012、87-108

大西直樹、彩流社、(翻訳)改革をめざすピューリタンたちーニューイングランドにおけるピューリタニズムと公的生活の変貌(D・ホール著)、2012、279+

小倉いずみ、成美堂、アメリカ文学と戦争(依藤道夫編)分担執筆：第1章植民地戦争とその文学(7-20)、第2章アンダーヒルと『アメリカからのニュース』他(21-47)、2010

### 〔その他〕

大東文化大学和田 守研究班ホームページ  
<http://www.wadamamoru.com/>

小倉いずみ

<http://www6.ocn.ne.jp/?aarchive/index.html>

千葉 眞

<http://researchers.icu.ac.jp/Profiles/5/0000407/profile.html>

佐々木弘通

<http://db.tohoku.ac.jp/whois/detail/5cad9cfd39f33a79fde3072c70324f4d.html>

## 6. 研究祖組織

### (1) 研究代表者

和田守(WADA、Mamoru)

大東文化大学・法学部・名誉教授

研究者番号：80007236

### (2) 研究分担者

小倉いずみ(OGURA、Izumi)

大東文化大学・法学部・教授

研究者番号：00185563

加藤普章(KATOU、Hiroaki)

大東文化大学・法学部・教授

研究者番号：90194844

千葉眞(CHIBA、Sin)

国際基督教大学・教養学部・教授

研究者番号：10171943

大西直樹 (OONISI、Naoki)  
國際基督教大学・教養学部・教授  
研究者番号：80152198

佐々木弘通 (SASAKI、Hiromichi)  
東北大学・法学(政治学)研究科(研  
究院)・教授  
研究者番号：70257161

五味俊樹 (GOMI、Tosiki)  
大東文化大学・法学部・教授  
研究者番号：40138590  
(平成22年度より研究分担者)